車両洗浄機仕様書

1　件　名

　　　　　　鷺ヶ峰営業所車両洗浄機

2　納入場所

　　　　　　川崎市交通局 鷺ヶ峰営業所（川崎市宮前区菅生ケ丘41番1号）

3　納入期限

　　　　　　平成25年12月27日

4　一般事項

（1）適用範囲

　　この仕様書は当局の鷺ヶ峰営業所に納品する車両洗浄機に適用する。

（2）承諾図面

　　契約業者は、契約後速やかに、次の図面各 2 部を当局担当者に提出し、承諾を受けること。承諾用として一部返却する。

　　洗浄機の外形図、組立図、外部送水配管図、外部電気配線図、洗車場平面図等

（3）契約業者は契約後速やかに、工程表を提出すること。

（4）契約業者は完成検査時までに、完成図書（装置に使用する機器、部品類の銘柄、型式、容量等の納入機器一覧表、取扱説明書含む）3部、写真1部を提出すること。

（5）特許関係

　　契約業者は、この装置について、特許その他権利上の問題が起きた場合は、その責にあたり、一切の費用及び損害を負担し当局に何ら支障をきたしてはならない。

5　車両洗浄機本体

（1）当局車両（巾 2.08～2.5m 含むバックミラー3.0m 長さ 7～12m 高さ 3.4m 最低地上高 0.2m）の洗浄が行えること。

（2）車両洗浄機は自動走行式（車両洗浄機が移動する方式）とする。

（3）本体は山形鋼及び角形鋼の溶接構造とし、本体縦･横の主材は山形鋼 6×50×50mm 又は角形鋼 75×4.5mm 以上を使用すること。また枠全面に「厚さ 0.8mm 以上」の塗装不要鋼板（ガルバリウム）同等品をステンレスビスで止め、更に外枠部分にアルミ山形鋼（板厚 1.5mm 以上）で枠組みしステンレスビスで止めた構造とする。

（4）外板を除く鋼材部分は、溶融亜鉛メッキを施すこと。

（5）電動機は次に記すもの以上の能力を有すること。

　　①走行用モーター　　　　　0.4kw　（ギャードモーター）　 2台

　　　（インバーター制御装置付とする）

　　②ブラシ回転用モーター　　0.75kw（ギャードモーター）　 2台

　　③ブラシ進出格納用モーター　0.4kw（ギャードモーター）　 2台

（６）制御盤は防水型有扉ステンレス製施錠付の箱を使用し、主要機器類及び、5 桁以上の積算計（カウンター）を納め、装置左側面又は左正面に取り付けること。
（７）車両洗浄機の待機位置はレール中央にすること。
（８）車両洗浄機は所定位置に停車した車両について、起動スイッチを押すことにより車両の前面、両側面、後面、両側面の順に洗浄し、始動位置に戻り定位置で自動停止するものとする。
ア）車両洗浄機待機位置から起動スイッチを押すことで、自動で始動位置へ本体が移動し洗車運転が開始すること。
イ）洗車運転終了後に、自動で車両洗浄機待機位置（レール中央）に移動し停止すること。
（９）切り替えスイッチを操作することにより車両の両側面と後面、側面のみの三通りの洗浄方法が選択できること。
(10) 非常停止用スイッチを押すことにより装置の緊急停止が行えること。また手動スイッチを操作することにより、車両洗浄機及び洗浄ブラシを始動位置に戻すことができること。
(11) 車両洗浄機は前進スイッチ及び後退スイッチにより、待機位置から任意に位置へ移動でき、レールエンドセンサーで停止する。
(12) (8)～(11)項の各スイッチは（6）項の制御盤 盤面に取り付けること。
(13) レールスパンは 4,420mm とする。(既存のレールスパンに合わせる為)
(14) レール脱落防止装置を取り付けること。
(15) ブラシの長さは（1）項の車両を洗浄するのに充分な長さを有し、部分交換を可能とする五段以上の分割方式とすること。また、毛の長さは 350mm 以上とすること。
(16) 車両の前面、後面の洗浄は車両の傾斜部分にブラシが追従し、洗い残しのないようにすること。
(17) ブラシ軸は、洗浄（進行）方向に対して、送り方向（左側・反時計廻り、右側時計廻り）に回転し装置の前進、後退時により回転方向を自動で切り替えること。
(18) 洗浄水噴射管は前後 2 本以上とし、洗浄中は適切な水量を車両上面及びブラシ洗浄面に噴射しながら洗浄すること。
(19) 車両の両側面の洗浄時は、バックミラー等を自動的に検知し、ブラシが接触しないこと。
(20) 凍結防止のため、車両洗浄機に水抜きバルブを設け装置内に残留した水の排出が行えること。
(21) 車両洗浄機の車軸及び各軸受等（ベアリング類）には、給油ができるように、ニップルを取り付けること。
(22) 24 時間タイマーを取り付け、任意の時間外は車両洗浄機の運転が不可にできる こと。ただし、手動スイッチでタイマー機能を解除できること。
(23) 車両通過部分は、幅 3.0m、高さ 3.8m、その他の部分は高さ 2.8m以下の寸法に飛沫

防止を取り付ける事。また、材料や取り付け方法は、風や自重に十分耐えうる材質、構造であること。

6　故障時の対応

故障時は、速やかに（1 日～2 日以内）部品交換及び修理対応ができるようにすること。なお、車両洗浄機の使用年数を 20 年以上と考えているため、部品供給についても同様とする。

7　送水関係

（１）ポール付近には、ゲートバルブを取り付け、噴射水量の調整が行えること。

（２）車両洗浄機使用時に使用者等の足元（通行）に差し支えのないように取付けをすること。

（３）受水槽内の水中ポンプ及び給水配管（継手類）については、レール交換等の施工業者が調達し交換を行う。

8　電気関係

（１）一次側配線は既存の電線を使用し、車両洗浄機用ポール上部に架空配線とすること。

（２）配管は風雨に強く腐食のないプラントチューブを使用し、給水配管に添わせる形とし漏電などないよう取付けをすること。

9　その他事項

（１）一般競争入札参加資格確認申請時に資料・カタログを持参し当局の承認を得ること。

（２）完成検査後、一年以内に設計、材料、製作、据付上の不良による故障に対しては、無償修理、又は交換するものとする。

（３）納入搬出に係る組立費用、運搬・搬入搬出費用は、すべて請負者の負担とする。

（４）納入搬出において、故意または過失によって生じた事故等については、すべて納入者の責任において処理することとし、これに要した費用は、すべて請負者の負担とする。

（５）車両洗浄機の購入で不要となった撤去品については、請負者が責任を持って処 分を行うこと。

（６）車両洗浄機の設置にあたっては、レール交換等の施工業者と調整のうえ行うこと。

（７）本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、当局担当者と協議のうえ決定するものとする。